

戸田市 こども計画 【概要版】(案)

令和7年3月

計画の概要

< 計画策定の背景及び趣旨 >

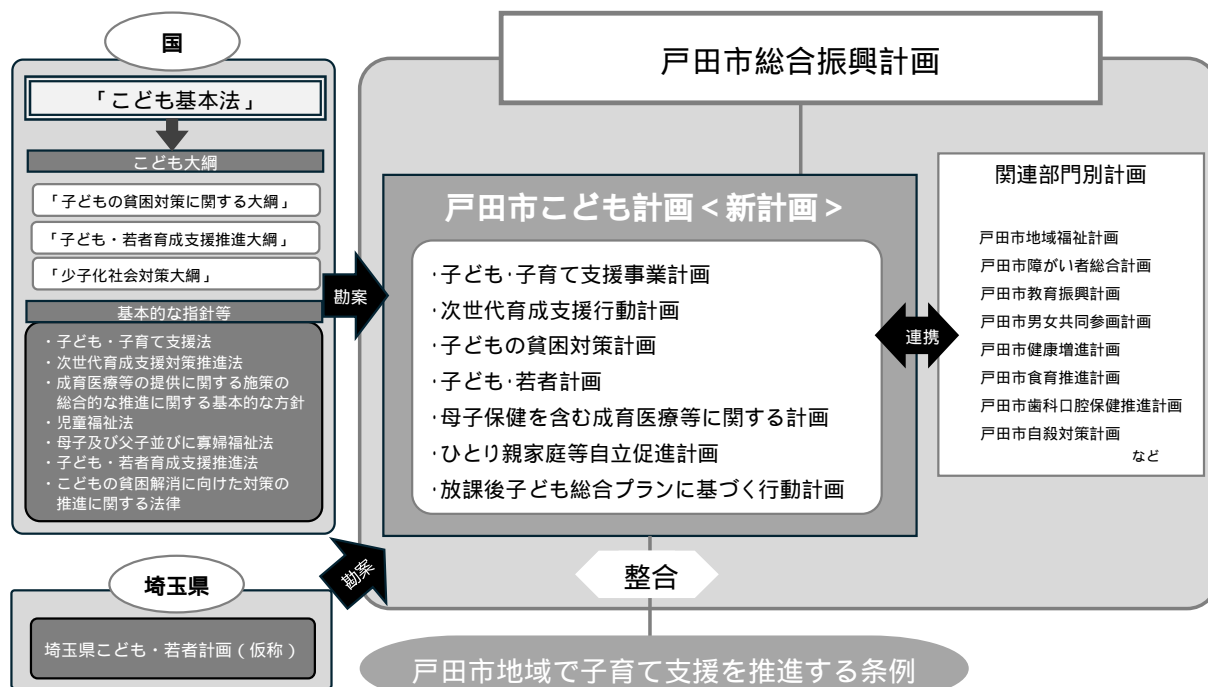
わが国では、現在、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立等、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

こうした現状を踏まえ、国では、こどもに関する取り組みや政策をわが国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。同じく令和5年4月から、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための法律として「こども基本法」が施行となりました。

本市においては、国のこども大綱やこども基本法を勘案するとともに、令和6年3月に制定された「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」の考えを踏まえ、地域全体で子育てを応援し、誰ひとり取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、現行計画に新たに少子化対策等の内容を加え、こども・若者施策等を総合的に推進するために「戸田市こども計画」を策定しました。

< 位置づけと計画期間 >

本計画の期間は、法律に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間です。



計画の基本理念

地域でつくるこどもが輝くまち とだ

本計画は、令和5年4月施行の「こども基本法」や令和5年12月施行の「こども大綱」などを踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け各施策を推進するため、基本理念は、「地域でつくるこどもが輝くまち とだ」とします。

基本目標

目標 1

こどもの権利擁護、意見の反映

(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」の内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

・戸田市地域で子育て支援を推進する条例の推進

(2) こども等が意見を表明する機会の確保

安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会が確保されるよう留意します。

・こども版パブリック・コメント

目標 2

居場所づくり、社会的活動の参画支援

(1) こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援

こどもの居場所づくりを計画的に取り組むとともに、戸田市社会福祉協議会と連携し、戸田市こどもの居場所ネットワークを側面から支援及び情報の提供等を行い、市内のこどもの居場所づくりを推進していきます。

・こどもの居場所づくり・遊び場開放事業

(2) 戸田市放課後児童対策プランの推進

時代を担うすべての児童にとって、安全・安心で、充実した放課後を実現するため、「戸田市放課後児童対策プラン」を策定し、放課後事業を推進します。

・戸田市放課後児童対策プランの推進

(3) 社会形成への参画支援

こども・若者を取り巻く様々な問題を解決し、こどもたちが適切な居場所を確保できるよう、家庭・学校・地域・行政、それぞれが連携・協働して取り組みます。

・青少年団体の活動支援・青少年健全育成事業・関係機関や地域との連携・協働の促進

目標 3

親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援や家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を推進します。また、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

・プレコンセプションケアの推進・妊婦健康診査事業・妊婦保健指導・産前産後支援ヘルプサービス・産後ケア事業
・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）・子育て相談ルーム・乳幼児健診・乳幼児保健指導
・乳幼児歯科保健指導・発達相談・栄養相談・予防接種事業・食育・乳幼児揺さぶられ症候群の予防
・事故防止等についての知識の普及

(2) 医療的な配慮が必要な児童への支援

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、家庭保育が困難な児童やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

・病児・病後児保育事業・乳幼児保健指導・特別支援保育（障がい児保育）

目標 4

「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

(1) 「こどもの貧困」対策の推進

こどもの貧困は、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めていきます。

・こどもの学習支援事業・子どもの学習支援事業補助金事業・子どもの第三の居場所事業
・公営住宅等の情報提供・自立相談支援事業（生活自立相談センター）
・ふるさとハローワークでの職業相談事業

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組んでいきます。

- ・児童扶養手当事業・遺児手当事業・ひとり親家庭等医療費支給事業
- ・ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成事業・ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業
- ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ・ふるさとハローワークでの職業相談事業
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業・子どもの学習支援事業
- ・子どもの学習支援事業補助金事業・養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業
- ・養育費の保証促進補助金事業・母子生活支援施設への入所支援

(3) 障がいなどのあるこども・若者への支援

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援していきます。

- ・こどもの発達支援巡回事業・特別支援保育(障がい児保育)・発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する支援内容・指導方法の改善・保育所、幼稚園等への児童観察指導

(4) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことがあります。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

- ・ヤングケアラーへの支援・子育て世帯訪問支援事業・こども家庭相談事業

(5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。また、不登校については、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援していきます。

- ・こころの健康相談 ・就学・教育相談

（１）こどもを虐待から守る地域づくり

不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズを把握するとともに、こども家庭センターや学校、保育園、幼稚園など関係機関同士が連携し継続的に支援していきます。また、要保護児童対策地域協議会における虐待の早期発見の徹底や子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、早期発見体制の充実に努めます。さらに、こども家庭センターなど子育てに関わる施設等の職員が研修等を受講し、虐待対応における専門性の強化を図ります。

・こども家庭センターを中心とした支援・要保護児童対策地域協議会・関係機関との連携・支援・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン・虐待通告義務の周知・要保護・要支援家庭の把握・子育て短期支援事業・養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業・親子関係形成支援事業・児童保護体制

（２）社会的養育の充実

児童相談所と連携して、里親制度の普及・啓発による里親の支援を実施します。また、母子生活支援施設を活用するなどして、地域の中で社会的養育が行えるような支援体制を充実させます。

・里親制度の普及・母子生活支援施設への入所支援

目標
6

こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1) こども・若者の自殺対策

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

・自殺対策事業

(2) インターネット対策の推進

こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、インターネットを正しく活用する能力の向上のための啓発や、専門的な相談体制の整備などの各種施策を講じていきます。

・インターネット上の誹謗中傷等の防止

(3) 青少年の健全育成

青少年の健やかな成長を願うとともに、非行のない明るい社会を目指すために関係行政機関、団体と連携を図る取り組みを推進します。

・青少年健全育成事業

目標
7

こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

(1) こどもまんなか社会づくりの推進

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、こどもや子育て当事者を社会全体で支援していきます。

・保育コンシェルジュ事業・一時預かり事業（保育所型、地域密着型）・既設保育所の定員拡充・休日保育事業・子育て支援員の活用・ファミリー・サポート・センター事業・専門的な相談支援の情報提供及び連携

(2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう、多様な媒体・機会を活用して、こども・子育てに関する情報を提供します。

・保育コンシェルジュ事業・保育所の育児相談事業・子育て支援情報の提供・こども家庭相談事業（こども家庭相談センター）・こどもに関する相談・地域子育て相談機関

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス（DV）など、男女共同参画に関わる様々な悩みや問題の解決に必要な相談支援を実施します。

・女性の自立支援、男女の悩み・DVの相談

目標
8

結婚・出産の希望実現

(1) 結婚を望む人への支援

出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携の支援の充実を図ります。

・男女の出会いづくり支援

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

・不妊治療費等の助成

目標
9

「子育て」と「子育て」の支援

(1) 質の高い幼児教育・保育の充実

学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。また、親、若い世代、こどもたちが主体的に育ちあい、子育てに取り組む「共育ち」の概念を浸透させ、より良い豊かな育ちを目指します。

・保育士の確保と定着化・保育の専門的研修の実施・指導監査・巡回相談の実施・保育所等との協働・幼保小の切れ目ない支援

(2) 子育て・生活の支援

ひとり親家庭をはじめとして、生活が困難な状況にあるすべての世帯のこども達が、健やかに成長する環境を整備し、教育の支援及び進学促進、生活の支援等、多方面にわたったこどもへの支援を総合的に推進します。

・住居に関する支援・情報提供の充実・遺児手当支給事業・就学援助事業

(3) 学校教育の充実

グローバル化や情報化が進み、加速度的に変化していく社会において生きる力を育むことができるよう、日本型教育のよさも踏まえながら、先進的な取組を推進します。

・学校教育の充実

目標
10

未来を切り拓くこども・若者の応援

(1) 若者の職業的自立、就労等支援

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図るほか、離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自立に向けた支援を行います。

・ふるさとハローワークでの職業相談事業・国・県・公共職業安定所等との連携による情報収集・提供・就労支援・再就職等のための講座の開催

(1) 分野横断的な支援人材の育成

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーなど、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めていきます。

また、こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組みます。

・ 特別支援学級等の教職員研修・保育の専門的研修の実施

(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成します。また、こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

・ 青少年団体の活動支援・保育所でのボランティア事業

(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

・ 育児休業制度等の普及・定着・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知

(2) 共働き・共育での推進、男性の家事・育児の促進

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育を推進します。

また、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を後押ししていきます。

・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知・パパママ教室・男女共同参画の学習機会の提供及び啓発